

令和 7 年度
埼玉県職員採用選考
(児童自立支援専門員)
受 験 案 内

受 付 期 間 令和 7 年 5 月 19 日 (月) ～ 令和 7 年 6 月 27 日 (金) (当日消印有効)
任命権者選考 令和 7 年 7 月 11 日 (金)
人事委員会選考 令和 7 年 8 月 23 日 (土) 、 25 日 (月) 又は 26 日 (火) のいずれか 1 日

- 1 職 種 児童自立支援専門員
- 2 採用予定人員 1 人
(欠員の状況等により変更になる場合があります。)
- 3 職 務 内 容 埼玉学園 (児童自立支援施設) に勤務し、児童の自立支援に関する業務に従事します。
(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。)
- 4 採用予定日 令和 8 年 4 月 1 日
ただし、既に児童自立支援専門員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。

5 受 験 資 格

- 昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 第 82 条に規定する児童自立支援専門員の任用資格を有する人又は令和 8 年 3 月 31 日までに同任用資格を取得することが見込まれる人。
- 国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- なお、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません (以下はその内容です。) 。
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人 (心神耗弱を原因とするもの以外)

6 申 込 手 続

- ① 申込手続 本県所定の履歴書（Ａ３ヨコ）及び児童自立支援専門員の資格を有する（又は取得見込みである）旨の証明書を、締め切り日までに郵送又は持参してください。

※必要事項を記入し、写真貼付の上提出してください。

※携帯電話等をお持ちの場合は、併せて記入してください。

※履歴書の様式は以下のURLからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r7jidojiritusienmonin.html>

- ② 受付締切 令和7年6月27日（金）（当日消印有効）

- ③ 送付先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 田中・東海林 電話048-830-3389

7 採 用 選 考

(1) 任命権者による選考

- ① 期日・場所・合格発表

選 考	日 時	場 所	合 格 発 表
任命権者選考	令和7年7月11日（金）	埼玉県庁 （申込者には別途案内します）	8月中旬頃を目途に、 受験者全員に郵送にて お知らせします。 ※通知が届かない場合は「13 問い 合わせ先」まで御連絡ください。

- ② 方法及び内容

選 考	方 法	内 容
任命権者選考	人物試験	人物及び専門的知識等について、個別面接による試験を行います。

注1 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注2 携行品：受験票

(2) 人事委員会による選考（任命権者選考の合格者に対して行います。）

- ① 期日・場所・合格発表

選 考	日 時	場 所	合 格 発 表
人事委員会選考	令和7年8月23日（土）、 25日（月）又は26日（火） のいずれか1日	さいたま市内 （任命権者選考合格者に別途案内します）	実施後1か月を目途に、 受験者全員に郵送にて お知らせします。 ※通知が届かない場合は「13 問い 合わせ先」まで御連絡ください。

- ② 方法及び内容

選 考	方 法	内 容
人事委員会選考	論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。
	適性試験	公務員として職務遂行上必要な素質及び適性についての試験を行います。

注1 この試験は大学卒業程度により行います。

注2 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注3 携行品：任命権者選考合格通知、鉛筆（HB5本程度）、シャープペンシル、消しゴム、昼食・飲み物、時計（スマートフォン等時計以外の機能のあるものは不可）

8 合格から採用まで

- ① 原則として、令和8年4月1日以降の欠員等に応じて採用されます。
ただし、既に児童自立支援専門員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。
- ② 最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。補欠合格者については、選考結果の通知に記載してお知らせします。
- ③ 児童自立支援専門員の資格を取得見込みの人は、採用時までに資格を取得できない場合は採用されません。

9 給 与

- ① 初任給は、約274,700円（地域手当等を含む。）です。
これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準による児童自立支援専門員を養成する学校を卒業後、直ちに採用された場合によるものです。
一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。
- ② 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ③ 上記は、令和7年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

10 勤務時間、休暇等

- ① 勤 務 時 間 変則交代勤務制（4週間を平均して1週間につき38時間45分勤務、週休日は4週間について8日）
- ② 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- ③ 貸 付 制 度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- ④ 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

11 埼玉学園の概要

児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設で、埼玉県が設置・運営している児童自立支援施設である。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

●所在地 〒362-0012 埼玉県上尾市上尾宿2096

●電話番号 048-771-0056（代表）

12 申込場所

埼玉県福祉部福祉政策課(本庁舎1階東側)



13 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 田中、東海林

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3389